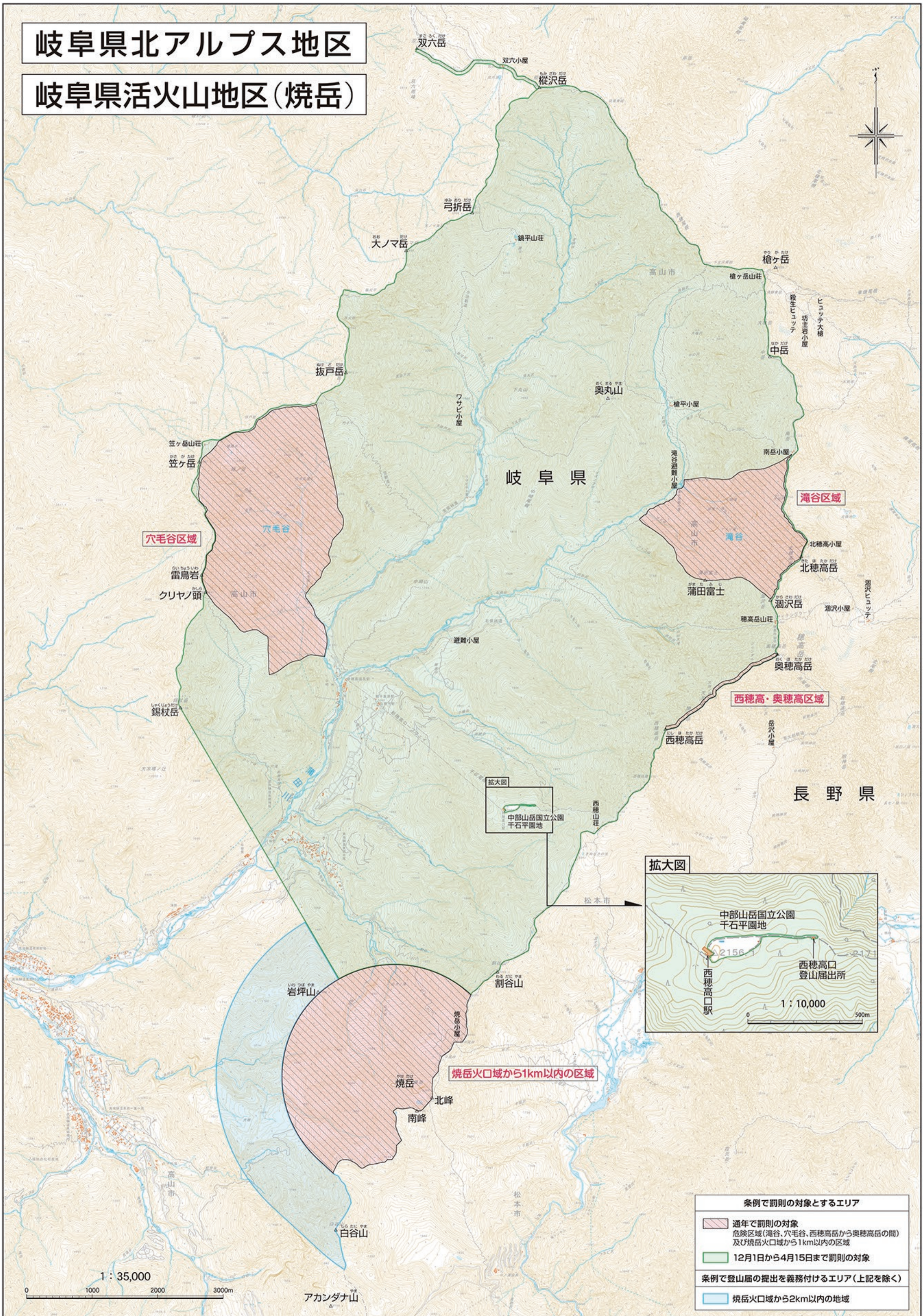


# 岐阜県北アルプス地区

## 岐阜県活火山地区(焼岳)



条例で罰則の対象とするエリア	
	通年で罰則の対象 危険区域(濁谷、穴毛谷、西穂高岳から奥穂高岳の間)及び焼岳火口域から1km以内の区域
	12月1日から4月15日まで罰則の対象
条例で登山届の提出を義務付けるエリア(上記を除く)	
	焼岳火口域から2km以内の地域

この地図は、国土院の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平26情復、第808号) 第三者がさらに複製する場合には、国土院の承認を得なければならない。